

文京昭和高齢者在宅サービスセンター外5施設の借受者変更について

1 概要

区有施設を借り受けて介護サービス事業を実施している事業者から、当該事業を他の事業者へ事業譲渡したい旨の申出があった。このことについて審査委員会を設置し、当該区有施設における借受候補者の適格性について審査した結果、適格性を有すると認められたため、当該施設の借受者を変更する。

2 対象施設

- (1) 文京昭和高齢者在宅サービスセンター（文京区本駒込二丁目28番31号）
- (2) 文京湯島高齢者在宅サービスセンター（文京区湯島二丁目28番14号）
- (3) 文京向丘高齢者在宅サービスセンター（文京区向丘二丁目22番9号）
- (4) 文京本郷高齢者在宅サービスセンター（文京区本郷四丁目21番2号）
- (5) 特別養護老人ホーム文京白山の郷及び文京白山高齢者在宅サービスセンター
（文京区白山五丁目16番3号）

3 対象事業

- (1) 土地建物使用貸借契約に基づく事業
 - ア 介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）
 - イ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
 - ウ 通所介護及び第一号通所事業（デイサービス）
 - エ 居宅介護支援事業
- (2) (1)アの運営のもとに区が委託する事業
富坂地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター富坂・分室）業務委託
- (3) (2)の受託により実施する事業（法人による事業実施）
介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
- (4) (1)及び(2)の運営に併せ区が委託する事業
 - ア 短期集中予防サービスに関する事業
 - イ 認知症施策に関する事業
 - ウ 地域ケア会議推進事業
 - エ 医療連携相談業務

- オ 高齢者見守り相談窓口事業
- カ 高齢者福祉に関する受付（紙おむつ支給申請、日常生活支援用具給付）
- キ 介護保険関連事務（要介護認定申請受付、要介護認定調査、住宅改造内容検討書作成）
- ク 避難行動要支援者に関する業務（実態把握及び広報）
- ケ シルバーピア生活援助業務委託

4 借受者

(1) 現借受者

社会福祉法人芙蓉会（東京都町田市南町田五丁目 16 番 1 号）

(2) 後継借受者

社会福祉法人響会（東京都大田区上池台五丁目 7 番 1 号）

5 借受者変更予定日（事業譲渡予定日）

令和 8 年 10 月 1 日

6 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 9 月初旬 公有財産管理運用委員会（合意書の締結について）

9 月中旬 合意書締結

9 月下旬 議会報告

9 月 30 日 現借受者による事業運営終了

10 月 1 日 後継借受者による運営開始